

- ▶ 自治体と民間企業等との間の人的交流については、以下のような仕組みが用意されています。
- ▶ 双方で十分に協議した上で、ニーズに応じた適切な派遣方法を選択することが可能です。

自治体 → 民間企業等

研修派遣

自治体を実施する研修の一環として、企業に職員を派遣

- ▶ 身分:自治体の職員
- ▶ 給与負担:自治体が負担する
- ▶ 服務規律:地方公務員法上の服務規定が適用される

「公益的法人等派遣法」※1に基づく派遣

① 公益的法人等への職員派遣

(一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、一般地独法など)

- ▶ 身分:自治体の職員と派遣先法人の身分を併有
- ▶ 給与負担:原則、派遣先法人が負担する
- ▶ 服務規律:地方公務員法上の服務規定が適用される

② 自治体が出資する株式会社への職員派遣

- ▶ 身分:派遣先法人の従業員(自治体を一旦退職)
- ▶ 給与負担:派遣先法人が負担する
- ▶ 服務規律:派遣先法人の服務規定が適用される

民間企業等 → 自治体

研修派遣

企業が実施する研修の一環として、自治体に従業員を派遣

- ▶ 身分:民間企業の従業員
- ▶ 給与負担:民間企業が負担する
- ▶ 服務規律:自治体と民間企業との協定に基づく

自治体職員として採用

民間企業等の従業員を自治体職員として採用

(任期付職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員など)

- ▶ 身分:自治体の職員※2
- ▶ 給与負担:自治体が負担する
- ▶ 服務規律:地方公務員法上の服務規定が適用※3

※1 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)。

※2 必ずしも民間企業を退職する必要はありません。なお、民間企業から報酬を得る場合には、任命権者の許可(地方公務員法第38条)を得ることで、民間企業の従業員としての身分を併有することが可能です。

※3 特別職の非常勤職員として採用された場合、適用はありません。